

北図書館施設の貸出ルールについて（展示等利用の場合）

平成 28 年 6 月 14 日

（利用の範囲）

1. 貸出の範囲は、東棟 2 階展示コーナー、東棟 1 階ロビー、セミナールーム、アクティブラーニングフロア、ないしグローバルフロアの一部もしくは全面を指します。

（利用の目的）

2. 教育学習活動、研究活動を目的とした場合に使用できます。
3. 以下にいずれかに該当する活動には利用することができません。
 - (1) 通常の図書館サービスや、他の利用者に悪影響を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 法令及び公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
 - (3) 特定の個人、団体等を支援又は公認しているもの又は誤解を与えるおそれのあるもの
 - (4) 宗教的又は政治的目的を有しているもの又はその疑いのあるもの
 - (5) 営利を目的としているもの又はその疑いのあるもの
 - (6) その他北図書館長が利用目的を不相当としたもの

（利用者の範囲）

4. 貸出申請を行うことができるのは、代表者が北大の教職員で、かつ主体となる団体等の構成員の過半数以上が本学構成員である場合に限りです。

（利用期間）

5. 利用可能な期間は一ヶ月を上限とします。
6. 設営および撤収の時間は平日の 9:00 から 17:00 までとし、利用期間に含めて設定してください。

（利用の申請）

7. 利用を希望する者は、申込み用 WEB フォームからあらかじめ北図書館に利用の申込をし、北図書館長の許可を得てください。
8. 利用申請の受付は、利用する日程開始日の 1 年前から 14 日前までの平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。必要に応じて、図書館の担当者より内容の詳細を確認いたします。

（利用者の義務）

9. 北図書館備付けの機器等を使用する場合は、当該機器及び北図書館が作成するマニュアル等を参照し、利用者の責任において使用してください。

（利用許可の取消）

10. 利用者がこのルールに違反し、又は職員の指示に従わないとき、又は管理上支障がある場合は、利用の許可を取り消します。